

# グリーン購入法特定調達品目に関する提案募集 募集要項（公共工事）

## 1. 提案募集の目的・概要

(1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づき「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に定めた「特定調達品目」及びその「判断の基準」の追加、見直し等に係る検討の参考とするため、以下の提案を募集します。

- ① 「特定調達品目」の追加及びその「判断の基準」の提案
- ② 現行の「判断の基準」の強化、見直し等の提案

(2) 温室効果ガスの排出抑制に特に資すると考えられる提案、海洋プラスチックごみ対策やプラスチックの総合的な資源循環の推進に資する提案に加え、カーボン・オフセットされた製品・サービスに係る提案について、積極的に募集をいたします。

(3) 本提案募集は、「特定調達品目」及びその「判断の基準」の提案を頂くことを目的とするものであり、特定の商品をお提案いただくものではありません。また、商品の審査及び認証を行うものでもありません。

(4) 現在、「特定調達品目」として定めているものは「基本方針」(資料A)を参照してください。

(5) 基本方針の全文については、下記の URL を御確認ください。

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

## 2. 公共工事に係る特定調達品目検討に当たっての基本的な考え方

(1) 国の基本方針における考え方

特定調達品目及びその判断の基準等については、「基本方針」((資料A)参照)において、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものと定められています。特定調達品目及びその判断の基準等の検討は、「基本方針」に定める基本的考え方にに基づき実施します。

その際、以下に該当する御提案については、グリーン購入法が国及び独立行政法人等が調達する物品等について、より環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進することを目的としていることから、特定調達品目等の追加、見直しに反映できません。

- ・ 国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの
- ※「独立行政法人等」とは、独立行政法人又は特殊法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定め

るものをいう。(地方公共団体や日本下水道事業団等は含まれない。)

【参考】H12.12.27 (政令第 556 号 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第 2 条第 2 項の法人を定める政令)

- ・ 判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっているもの

また、特定調達品目検討会資料「特定調達品目検討に当たっての基本的考え方」(資料A')も確認の上、御提案ください。

## (2) 公共工事における品目検討の考え方

特定調達品目のうち、公共工事に係る品目については、「基本方針」にも示すとおり、目的となる工作物が、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要があるなどの特徴を有しています。

特定調達品目の検討に当たりましては、環境負荷低減効果があり、かつ、国等が調達を推進することにより環境物品等の普及が図られるものを特定調達品目として定めることとし、特に以下の観点から検討を実施します。

- ① 環境負荷低減効果が客観的に認められるもの
- ② 普及の促進が見込まれるもの
- ③ 品質確保(安全性、耐久性等)が確実なもの
- ④ コストが適正と判断されるもの

なお、具体的な検討にあたっての評価基準は「グリーン購入法の公共工事の技術評価基準」(資料B)に示すとおりです。

## 3. 提案募集の対象

### (1) 提案募集の対象

本提案募集の対象は、公共工事に係る品目とします。物品・役務に関する提案については、別途定める「グリーン購入法の特定調達品目に関する提案募集について(物品・役務)」により提案を行ってください。

建物に附帯する設備(照明、空調設備等)等のうち、公共工事として設置するものは、本募集の要領に従い、物品として調達するものについては、物品・役務の品目として別途公表する「特定調達品目に関する提案募集について(物品・役務)」により提案を行ってください。物品としての調達及び公共工事における設置の双方での調達可能性のあるものについては、双方に提案いただくことも可能です。

### (2) 継続検討品目群(ロングリスト)記載品目の取扱い

昨年度の提案募集に御提案いただき、令和4年度「継続検討品目群(ロングリスト)」に

掲載する旨通知している品目については、本年度は改めて御提案いただく必要はありません。ただし、昨年度に引き続き、検証及び客観的・科学的な情報の蓄積等を図るため、別途御連絡する依頼により、必要な情報提供をお願いさせていただきます。

令和4年度「継続検討品目群（ロングリスト）」については、国土交通省の以下の URL に掲載しております。

<https://www.mlit.go.jp/tec/green.html>

## **4. 提案資料の提出**

### (1) 提案資料

「記入要領」に従いまして、①～④はそれぞれ【様式0～3】に必要事項を記載する形で作成いただき、⑤の資料を別途作成の上、御提出ください。

<提案資料>

- ① 提案品目自己チェック票 【様式0】
- ② 特定調達品目提案書 【様式1】
- ③ 提案品目の概要 【様式2】
- ④ 提案品目の特性 【様式3】
- ⑤ 上記④の記述の根拠となる資料（様式不問）

⑤については、提案する基準を満足する具体的な商品のリスト及びその仕様等が分かるカタログ等を必ず添付してください。

また、提案内容を実施した場合に、トレードオフで増大する環境負荷が想定される場合には、その項目、内容、程度について、を必ず記載してください。

### (2) 提案資料の様式のダウンロード

提案資料の各様式については、環境省、国土交通省及び経済産業省の以下の URL よりダウンロードすることができます（掲載資料は全て同一です）。

（環境省） <http://www.env.go.jp/press/111033.html>

（国土交通省） <https://www.mlit.go.jp/tec/green.html>

（経済産業省） <https://www.meti.go.jp/press/index.html>

### (3) 提案資料の提出方法、提出期限及び提出先

#### ① 提出方法

提案資料は、電子メールにて下記提出先宛に御提出ください。

#### ② 提出期限

<令和4年度受領締切> 令和4年6月15日（水）

※ 締切後に受領した提案資料は令和5年度の御提案としての取扱いとなります。

#### ③ 提出先

環境省大臣官房環境経済課 製品対策・グリーン契約推進係

E-mail : [GPL@env.go.jp](mailto:GPL@env.go.jp)

※ 大容量のデータを送付する等により、電子メールでの提出が困難な場合には、個別に御相談ください。

(4) 追加資料の提出

検討に当たって、提案に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。必要な場合は、別途御連絡をさせていただきます。

なお、追加資料依頼の有無は、提案内容の採択を保証等するものではありません。

## **5. 提案に当たっての留意事項**

(1) 提案品目の名称

本提案募集は、グリーン購入法に基づく特定調達品目（国等の各機関が重点的に調達を推進する環境物品等の種類）の候補を御提案いただくことを目的としており、特定の商品を御提案いただくものではありません。「基本方針」（資料A）における公共工事の品目分類、品目名称を参考に、特定調達品目名となる、一般的な品目名称案を提案してください。

特定の商品名のみで御提案いただいた場合には受け付けられないことがありますので御注意ください。

(2) 品目分類の考え方

公共工事に係る品目は、「資材(設備機器を含む)」、「建設機械」、「工法」、「目的物」に分類します。そのいずれに該当するかは、御提案の品目の環境負荷低減効果が発揮される場面で決定されます。以下を参考に御判断ください。

①資材：工事への投入物（インプット）のうち、資材について、環境負荷低減効果が認められる。

(例) 高炉セメント

②建設機械：工事への投入物（インプット）のうち、建設機械について、環境負荷低減効果が認められる。

(例) 排出ガス対策型建設機械

③工法：施工段階（プロセス）において環境負荷低減効果が認められる。

(例) 建設汚泥再生処理工法

④目的物：維持管理段階（アウトプット）で環境負荷低減効果が認められる。

(例) 屋上緑化

(3) 提案者の提供する情報の取扱い

各提案に関する検討は、提案者の責任において提供された情報に基づいて実施します。万が一、提供された情報に故意に虚偽の内容が含まれている場合又は提案資料の記載内容に疑義が生じた場合は検討を取り止める場合があります。

## **6. 特定調達品目等の検討の進め方**

御提出いただいた提案資料に基づいて、環境省、国土交通省及び経済産業省において特定調達

品目及びその判断の基準等の追加・見直しの検討を行います。

(1) 令和4年度特定調達品目の選定

【様式0】の記載内容について確認し、提案の受付の可否を検討します。C欄に全て○印が記入されていない場合、また、C欄に全て○印が記入されている場合でも必要条件を満足していないと判断される場合については、資料不備により検討の対象外になります。

検討の対象外にならなかった提案を対象に、必要に応じて提案者へのヒアリングを実施し、【様式2】【様式3】に基づき、「グリーン購入法の公共工事の技術評価基準」により検討を行います。その結果、提案が「特定調達品目等の追加・見直しに反映させるもの」、「特定調達品目等の検討を更に進めるもの」又は「特定調達品目等の追加、見直しに反映できないもの」のいずれに該当するかの判断を行います。

「特定調達品目等の検討を更に進めるもの」と判断された提案については、継続検討品目群（ロングリスト）として整理し、継続的に検討を行うこととなります。

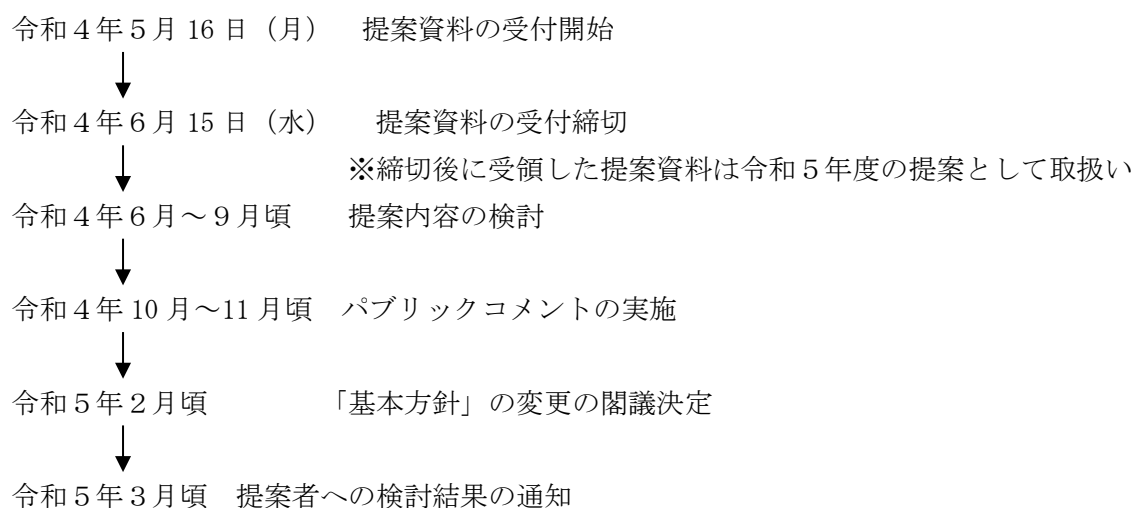
(2) パブリックコメント及び閣議決定

特定調達品目の追加等については、その概要案を公表して一般からの意見の募集（パブリックコメント）を実施した後、最終案を取りまとめ、閣議決定します。

(3) 検討結果の通知及び公表

検討結果については、令和5年3月（予定）に提案者に書面にて連絡させていただきます。また、グリーン調達の更なる推進を図るとともに、次年度以降の提案の参考としていただくため、継続検討品目群（ロングリスト）については、提案者の了解を得て、環境省、国土交通省及び経済産業省のホームページにおいて公表させていただきます。

(4) 検討スケジュール（予定）



※ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、スケジュールは変更する可能性があります。状況により、締切内に御提出された提案でも次年度以降の検討となる場合もありますので、予め御了承ください。

## 7. その他

### (1) 提案に係る費用

資料の作成及び提出に要する費用、ヒアリング等に当たっての交通費は、提案者の負担とします。

### (2) 提案資料の取扱い

提案資料は、以下の目的以外には無断使用致しません。

- ・ 特定調達品目及びその判断の基準の検討、作成及び公表
- ・ パブリックコメント
- ・ 検討結果の公表

### (3) 提出資料

根拠資料を含む提出資料は、日本語の資料とします。外国語の文献等を添付する場合は、当該資料の日本語訳を併せて添付するようにしてください。

### (4) 問い合わせ先

<一般的事項に関する問い合わせ先>

環境省大臣官房環境経済課 担当：阿邊、二宮

TEL: 03-5521-8229 FAX: 03-3580-9568

E-mail: GPL@env.go.jp

<公共工事の技術的事項に関する問い合わせ先>

国土交通省大臣官房技術調査課 担当：渡邊、小野

TEL: 03-5253-8111 内線 22333 FAX: 03-5253-1536

## 8. 資料

(資料A) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(抜粋)

令和4年2月、政府が閣議決定した環境物品等の調達の推進に関する基本方針から、関連箇所を抜粋したものです。

(資料A') 特定調達品目検討会資料「特定調達品目検討に当たっての基本的考え方」

特定調達品目及びその判断の基準等の検討に当たっての主要な観点等を示すものです。

(資料B) 「グリーン購入法の公共工事の技術評価基準」

グリーン購入法における公共工事の品目を定めるに当たっての技術評価基準を示すものです。